【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月15日
【ファンド名】	インダストリア (Industria)
【発行者名】	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (Allianz Global Investors GmbH)
【代表者の役職氏名】	業務執行役員　エリザベス・コーリー (Elizabeth Corley) 業務執行役員　トールステン・ハイマン (Thorsten Heymann) 業務執行役員　マーカス・コブラー (Dr. Markus Kobler) 業務執行役員　ダニエル・レーマン (Daniel Lehmann) 業務執行役員　ジョージ・マッケイ (George McKay) 業務執行役員　マイケル・ピータース (Michael Peters) 業務執行役員　ウォルフラム・ピータース (Dr. Wolfram Peters) 業務執行役員　トビアス C. プロス (Tobias C. Pross) 業務執行役員　アンドレアス・ウターマン (Andreas Utermann)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60323 フランクフルト市 ボッケンハイマー ラントシュトラッセ 42-44 (Bockenheimer Landstraße 42-44, 60323 Frankfurt, The Federal Republic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　三　浦　　健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士　　三　浦　　健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

１【提出理由】

インダストリア(Industria)(以下「ファンド」といいます。)に関して、以下のとおりファンドの投資制限の変更がありましたので、金融商品取引法第24条の５第４項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第２項第３号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

Ⅰ　投資制限の変更

（イ）変更の内容についての概要

ファンドの投資制限が、以下のとおり変更されました。

(注)　変更箇所には下線を付しています。

投資制限

ファンドは、以下の制限に従って投資活動を行うことができる。

Ⅰ．投資法により課される制限

(中略)

②　管理会社は、ファンドの勘定で、短期金融市場において通常取引される短期金融証書および以下のいずれかの条件を有する利付証券に投資することができる。

(中略)

上記のすべての短期金融証書は、流動性があり、かつ、常に正確な価値を算定できる場合にのみ取得することができる。十分な短かさの期間内に限られた費用で売却することが可能な場合、短期金融証書には流動性がある。この点に関して、投資者の要求に応じてファンドの受益証券を買い戻す管理会社の義務を考慮する必要がある。これを行うために、管理会社は、短期間に要求されたとおりに関連短期金融証書を売却できる立場に置かれなくてはならない。正確かつ信頼できる短期金融証書の評価システムも存在しなければならない。このシステムは、短期金融証書の正味現在価値の決定を可能にするものでなければならないか、または市場データもしくは評価モデル（償却費用に基づくシステムを含む。）に基づくものでなければならない。短期金融証書に関する流動性の基準は、短期金融証書のEEA圏内の組織された市場での取引が認可されているかまたはかかる市場に含まれている場合、短期金融証書のEEA圏外の組織された市場での取引が認可されているかまたはかかる市場に含まれている（ただし、金融監督庁が認可した市場に限る。）場合、基準を充足していると考えられる。短期金融証書の流動性が十分ではない旨を示す情報を管理会社が取得した場合にはこの限りではない。

証券取引所に上場しているまたは組織された市場における取引が認可されている短期金融証書ではない短期金融証書（上記iii．ないしvi．参照のこと。）の場合、当該短期金融証書の発行または発行体は、保証金および投資者保護に関する規制にも従わなければならない。したがって、投資者が当該短期金融証書に関連する信用リスクの合理的な評価を行えるよう、当該短期金融証書に関する適切な情報が入手可能でなければならない。当該短期金融証書は、自由な譲渡も可能でなければならない。信用リスクは、例えば、格付機関による信用調査によって評価される可能性がある。

これらの短期金融証書には以下の要件が継続的に適用される。

・ 以下の機関（とりわけ上記iii．記載の機関）により短期金融証書が発行または保証される場合、それが発行される前に、発行もしくは発行計画に関する適切な情報または発行体の法務および財務状況に関する適切な情報が入手可能でなければならない。

- EU
- ドイツ連邦政府
- ドイツ連邦政府の投資会社
- ドイツ連邦共和国の連邦州（以下「連邦州」という。）

(中略)

④ 管理会社は、ファンドの勘定で前記「(1) 投資方針」に規定する制限に従い、変動資本を有する投資法人の株式等他のオープン・エンド型のドイツ国内およびドイツ国外の投資信託（以下「対象投資信託」という。）の受益証券に投資することができる。管理会社は、ファンドの勘定で、対象投資信託の住所地に関する制限を受けることなく、対象投資信託を取得することができる。

対象投資信託は、それぞれの投資条項に従い、10%を上限として他のオープン・エンド型投資信託の受益証券に投資することができる。AIFとの呼称を有する非UCITSの受益証券については、以下の要件が追加で適用される。

－ 対象投資信託は、投資者を効果的に保護する法令に基づき認可されたものであること、また、対象投資信託の監督につき責任を負う、金融監督庁および政府機関との間の納得できる協力を十分に保証されていること。

－ 投資者保護の水準が、特に証券ならびに短期金融商品の借入れ、貸付および空売りについてファンド運用機能から資産保管機能を分離する点に関して、UCITSに準拠したドイツ国内ファンドにおける投資者保護の水準と同等であること。

(中略)

⑥ 管理会社は、ファンドの資産総額の10%を上限として以下に投資することができる。

ｉ．証券取引所での取引を認められていないか、または組織された市場で取引を認められていないもしくは取引されていない証券であるが、証券の基準を充足する証券。ただし、株式、株式相当証券、または利益参加証券に限っては購入することができる。取引されている証券または取引を認められている証券を除き、上記の証券については定期的に実施される評価形式による信頼性の高い評価が提供されなければならない。かかる評価は、発行体が提供する情報または適切な財務分析から取得しなければならない。取引を認められていないもしくは取引されていない証券または関連するポートフォリオ（すなわち、かかる証券により裏付けされているもの）に関する適切な情報が、定期的かつ正確な情報の形式によってファンドに提供されなければならない。

(中略)

⑧ a．ファンドが保有する証券は、実勢市場相場の範囲内における対価の支払に対する貸付により第三者に譲渡することができる。ファンドが保有するすべての証券は、期限を定めずに第三者に譲渡することができる。管理会社は、いつでも、証券貸付契約を解除することができる。契約により、貸付期間終了後、同一の種類、クオリティおよび数量の証券がファンドに再譲渡されなければならないことが合意されるものとする。ただし、貸借による証券の譲渡は、ファンドが十分な担保の差入れを受けることを前提条件とする。これには、現金支払の譲与、現金預金の譲渡もしくは質権設定、または証券もしくは短期金融商品の譲渡もしくは質権設定を伴う場合がある。担保の投資により生じた一切の収益は、ファンドの貸方に記入されなければならない。また、借主は、貸借により受領した証券について利息が発生した場合には、その支払期日が到来した時点において、当該利息をファンドの勘定で保管銀行に支払う義務も負う。単一の借主に譲渡されたすべての証券は、ファンドの資産総額の10%を超えてはならない。

また、管理会社は、証券貸付の仲介および決済のために構築されたシステムを利用することができる。かかるシステムを利用した場合、かかるシステムを構成する契約条項が投資者の利益の保護を確保するため、担保の供与は放棄されることがある。証券貸付を決済するために構築されたシステムを利用する場合、単一の借主に譲渡される証券は、ファンドの資産総額の10%を超えてはならない。

(中略)

b．派生商品、証券貸付および証券レポ契約を伴う取引を行う場合には、管理会社は、ファンドの勘定で、担保を受領する。担保の目的は、これらの取引相手方側における債務不履行リスクを全体的または部分的に軽減することである。

担保として受領されるすべての資産は、以下の基準を充足する必要がある。

(中略)

viii．

(中略)

証券貸付取引は、全面的に保証される。貸付金として譲渡される証券の価格は、関連する収益と併せて、保証額を構成する。借主による担保の提供額は、標準市場での値上げ幅を加算した保証額を下回ってはならない。

その他の点において、派生商品、証券貸付および証券レポ契約を伴う取引については、取引相手方の債務不履行リスクがファンドの資産総額の５％を超えないことを確保する程度まで保証されなければならない。取引相手方が、EU加盟国もしくはEEA協定締結国に所在する金融機関またはかかる組織体のいずれの加盟国でもないが政府の監督がこれに匹敵する水準である国である場合、債務不履行リスクは、ファンドの資産総額の10%に上ることがある。

(中略)

Ⅱ．投資約款により課される投資制限

(中略)

⑧　上記②から④に規定された制限は、上記①に規定された制限を適正に考慮した上で、予想される市場リスクを制限全体の範囲内に確実に維持するため派生商品を同時に利用する場合には、当該資産の購入／売却により超過するかまたは下回ることができる。かかる目的で利用される派生商品は、各々の数値に合わせて各々の原資産のデルタ加重価額において利用される。派生商品の短期取引は、その原資産がファンドの資産と完全に一致しなくても、リスク軽減要素として利用される。

⑨　同一の発行体の証券および短期金融商品の取得を目的とする場合、ファンドの資産総額の10%を超過して利用してはならないものとし、また、かかる発行体の証券および短期金融証券の総価値は、ファンドの資産総額の40%を超過してはならない。

ファンドのベンチマークは、MSCIヨーロッパ・トータル・リターン(ネット)(MSCI Europe Total Return (Net))である。ファンドを運用する際、管理会社はベンチマークから逸脱することがある。

(ロ) 変更の年月日

2015年12月15日